

### 平成 16 年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

愛知県は、平成 12 年 1 月 15 日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、排出ガス、排水及びばいじん等のダイオキシン類の検査を実施しました。

検査結果は、次のとおりです。

#### 1 調査対象

法の規制対象施設である大気基準適用施設 10 施設及び水質基準適用事業場 9 事業場について、ダイオキシン類の排出状況を調査しました。

また、廃棄物焼却炉 2 施設及び廃棄物最終処分場 2 施設について、ばいじん等のダイオキシン類の状況を調査しました。

#### 2 行政検査結果

大気基準適用施設 10 施設の排出ガス中のダイオキシン類測定結果は、すべて排出基準に適合していました（表 1）。

水質基準適用事業場 9 事業場からの排水中のダイオキシン類測定結果は、1 事業場が排出基準値を超過していました（表 2）。

廃棄物焼却炉 2 施設のばいじん及び燃え殻のダイオキシン類測定結果は、すべて処理基準に適合していました（表 3 (1)）。

廃棄物最終処分場 2 施設の放流水及び周縁地下水のダイオキシン類測定結果は、すべて維持管理基準に適合していました（表 3 (2)）。

#### 3 排出基準値超過事例への対応

行政検査の結果が水質排出基準値を超過していた事業場については、所轄の県事務所が直ちに立入検査を実施し、事業者に対して応急措置を講じさせるとともに、恒久対策の実施を指示しました。（平成 17 年 1 月 31 日公表済）

2 月 14 日、再度、行政検査を実施したところ排出基準に適合していました。（3 月 30 日公表済）

#### 4 今後の対応

今後とも継続して工場・事業場への立入検査を実施し、環境中へのダイオキシン類の排出削減及び排出状況等についての調査を実施していきます。

表1 排出ガス中のダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
1	旭有機材工業(株)愛知工場	丹羽郡扶桑町大字南山名字新津 26-4	廃棄物焼却炉	H16.5.14	0.00011	1	
2	トヨタ自動車(株)衣浦工場	碧南市玉津浦町 10番 1	アルミニウム合金製造用施設	H16.5.18	0.000045	5	
3	大同原料サービス(株)知多事業所	東海市元浜町 39	垂鉛回収施設	H16.6.3	0.0066	10	
4	(株)シキボウ江南	江南市松竹町上野 180	廃棄物焼却炉	H16.6.8	0.00061	10	
5	(株)ヤマイチプライメタル	刈谷市一ツ木町大坪 116	アルミニウム合金製造用施設	H16.6.10	0.023	5	
6	加山興業(株)豊川営業所	豊川市南千両 2丁目 1番地	廃棄物焼却炉	H16.6.15	10	10	
7	三陽アルミ工業(株)	幡豆郡吉良町大字岡山字背撫山 4-24	アルミニウム合金製造用施設	H16.10.14	0.11	5	
8	名古屋市五条川工場	海部郡甚目寺町大字中萱字奥野	廃棄物焼却炉	H16.10.26	0.00044	0.1	新設施設(注2)
9	王子製紙(株)春日井工場	春日井市王子町 1	廃棄物焼却炉	H16.11.2	0.00026	1	
10	五条川左岸浄化センター	小牧市小木四丁目 47番地	廃棄物焼却炉	H16.12.17	0.000061	1	(注1)

注1：法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。

2：新設施設とは、平成12年1月15日以降に新たに設置(着工)された施設をいう。

3：ng(ナノグラム)：10億分の1g

4：TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

表2 排出水中のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準
1	三和油化工業(株)	刈谷市一里山町東石根36-3	13 - イ	H16.7.26	2.3	10
2	衣浦西部浄化センター	半田市川崎町4 - 1	13 - イ 15	H16.7.29	0.17	
3	新日本製鐵(株) 名古屋製鐵所	東海市東海町5 - 3	13 - イ	H16.7.29	0.013	
4	東レ(株)東海工場	東海市新宝町3 1	6 - イ 6 - 口 6 八 13 - イ 13 - 口	H16.7.29	9.7	
				H16.12.7	24	
				H17.2.14	2.6	
5	尾西地方特定公共下水道管理組合	一宮市萩原町花井方字 古川新田南切1 5	13 - イ 13 - 灰 15	H16.8.3	0.62	
6	王子製紙(株)春日井工場	春日井市王子町1	1	H17.2.1	0.12	
7	豊田加茂清掃センター 藤岡プラント	西加茂郡藤岡町大字下川口 字奥山5 1 6 - 4	13 - 灰	H17.2.1	0.098	
8	衣浦衛生組合衛生センター	碧南市丸山町1 - 1 4	13 - イ	H17.3.10	0.020	
9	安城市環境クリーンセンター	安城市根崎町長配地内	13 - 灰	H17.3.10	0.011	

注1：pg(ピコグラム)：1兆分の1g

2：TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

3：所在地は、平成17年3月31日現在のものである。

表3 廃棄物処理施設に係るダイオキシン類測定結果（平成16年度）

(1) 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻 (単位:ng-TEQ/g)

事業場名	所在地	一般廃棄物・産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	ばいじん、燃え殻の処理基準(注1)	備考
常滑武豊衛生組合 クリーンセンター	知多郡武豊町 字寺町田27番地	一般廃棄物	燃え殻	H17.1.20	0.0059	3	既設
			ばいじん	H17.1.20	5.6 (注2)		既設
(株)東伸サービス	日進市岩崎町阿 良池9番	産業廃棄物	燃え殻	H17.1.28	0.0050		既設
			ばいじん	H17.1.28	2.0		既設

- (注) 1 ばいじん、燃え殻の処理基準とは、これらの埋立処分等(再生することを含む。)を行う場合に適用される基準である。  
 2 常滑武豊衛生組合クリーンセンターのばいじんについては、薬剤処理及びコンクリート固化した上で埋立処分しており、処理基準に適合している。  
 3 ng(ナノグラム): 10億分の1g。  
 4 TEQ: ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水、周縁海水 (単位:pg-TEQ/L)

事業場名	所在地	一般廃棄物・産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	廃棄物最終処分場の維持管理基準
知多南部衛生組合 一般廃棄物最終処分場	知多郡南知多町 大字内海字池田 17番地	一般廃棄物	放流水	H17.1.20	0.0031	10
			周縁地下水	H17.1.20	0.44	(注1)
(財)愛知臨海環境整備センター	知多市新舞子地 先	一般廃棄物 産業廃棄物	放流水	H17.1.25	0.0033	10
			周縁海水	H17.1.25	0.074	(注1)

- (注) 1 周縁地下水及び周縁海水の測定結果については、汚染の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である1pg-TEQ/Lを参考としている。  
 2 pg(ピコグラム): 1兆分の1g。  
 3 TEQ: ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

< 参考 1 >

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

（単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N）

番号	施設名	新設施設の 排出基準	既設施設の 排出基準
1	焼結鉱製造用焼結炉	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5
3	亜鉛回収施設	1	10
4	アルミ合金製造施設	1	5
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	0.1
		同 2t/h 以上 4t/h 未満	1
		同 200kg/h 以上 2t/h 未満	5
		同 200kg/h 未満	

注 1：法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。

2：既設施設とは、平成 12 年 1 月 1 4 日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。

3：ng（ナノグラム）：10 億分の 1 g

4：TEQ とは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の量に換算した値として表していることを示す。

< 参考 2 >

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水）

(単位：pg-TEQ/L)

番号	施設名	排出基準
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
6	カプロラクタム製造施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 □ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
7	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 □ 廃ガス洗浄施設	
8	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 □ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
9	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 □ 廃ガス洗浄施設	
10	ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 □ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
11	アルミニウム溶解炉等の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 □ 湿式集じん施設	
12	亜鉛回収施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 □ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
13	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設と同じ）の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの・灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 □ 湿式集じん施設	
14	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
15	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	
16	第1号から第14号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同処理施設	

注1：pg（ピコグラム）：1兆分の1g

2：TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

3：番号2、4、10及び12の施設は平成14年8月15日付けで新たに追加された特定施設。よって、当該施設が水質基準対象施設となった平成14年8月15日現在、既に水質基準適用事業場である場合を除き、当該施設を設置する事業場からの排水については、平成15年8月15日から排出基準が適用されている。

4：番号8及び9の施設は平成16年1月1日付けで新たに追加された特定施設である。よって、当該施設が水質基準対象施設となった平成16年1月1日現在、既に水質基準適用事業場である場合を除き、当該施設を設置する事業場からの排水については、平成17年1月1日から排出基準が適用される。

< 参考 3 >

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準（ばいじん、燃え殻）及び廃棄物の最終処分場の維持管理基準

1 ばいじん、燃え殻について

- (1) ばいじん：焼却炉の集じん装置により集められたダスト。
- (2) 燃え殻：焼却灰、焼却物中の不燃物など、焼却炉の炉底等から排出される残さ物。

2 ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の基準について

ばいじん、燃え殻の埋立処分等（再生することを含む。）を行う場合のダイオキシン類の処理基準は以下のとおりです。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準  
（ばいじん、燃え殻） （単位：ng-TEQ/g）

廃棄物の種類	処理基準
ばいじん、燃え殻	3（注2）

注1：処理基準とは、埋立処分等を行う際に適用される基準をいう。（含有量）ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う場合には、この基準以下となるように処理しなければならない。

2：既施設（平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手されていた施設）からのばいじん、燃え殻については、次のいずれかの方法で処分した場合、処理基準は適用されない。

- (1) 重金属が溶出しないようセメント固化した場合
- (2) 重金属が溶出しないよう薬剤処理した場合
- (3) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないよう処理した等の場合

3 最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類に関する、最終処分場の維持管理基準は以下のとおり。

- (1) 最終処分場の周縁の地下水（海面埋立処分を行う場合は、周縁の海水）の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果当該最終処分場による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（なお、汚染の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である1pg-TEQ/Lを参考としている。）
- (2) 浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10pg-TEQ/Lに適合するよう維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。